

第3期イノシシ管理計画及び
令和8年度事業実施計画

資 料 編

令和8年4月

兵庫県

目 次

1	これまでの経過と現状	1
(1)	これまでの取組	1
(2)	防護柵の設置状況	2
(3)	捕獲数の推移	3
(4)	免許種別狩猟者数の推移	5
(5)	年代別狩猟者数の推移	5
(6)	農林業被害の推移（被害金額）	6
(7)	分布状況	6
(8)	農業被害の状況（鳥獣害アンケート結果）	9
(9)	スマート獣害対策モデル育成事業の取組	11
(10)	指定管理鳥獣捕獲等事業の取組	11
(11)	豚熱の状況	12
(12)	繁殖状況	13
(13)	災害に強い森づくり（野生動物共生林整備等）の実施状況	14
2	計画の実施体制	15

その他の研究成果などについては、兵庫県森林動物研究センターのホームページを参照願います

<https://wmi-hyogo.jp/>

1 これまでの経過と現状

(1) これまでの取組

兵庫県森林動物研究センター開設および第1期イノシシ保護管理計画策定後の取組は以下のとおり（表-1）。

表-1 イノシシに関する主な取組

年度	内 容
平成19年度	4月 兵庫県森林動物研究センター開設
平成21年度	第1期イノシシ保護管理計画策定 くくりわな直径制限の解除（淡路島のみ）
平成22年度	第1期イノシシ保護管理計画第1次変更 狩猟期間の延長（11/15～2/15→11/15～3/15）
平成24年度	第2期イノシシ保護管理計画策定 鳥獣被害防止緊急対策事業開始
平成25年度	ストップ・ザ・獣害事業開始
平成27年度	イノシシ管理計画策定
平成28年度	イノシシ生活被害防止対策事業開始
平成29年度	第2期イノシシ管理計画策定 指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等事業開始
平成30年度	狩猟報償金制度創設 捕獲専門家チーム制度創設
令和元年度	獣害対策チーム等による被害対策の総合的な推進
令和2年度	府県境地域での豚熱経口ワクチンの散布
令和4年度	第3期イノシシ管理計画策定 大規模養豚生産農場周辺での豚熱経口ワクチンの散布 姫路市家島町での直径12cm以上のくくりわな解禁 被害集落自立サポート事業開始
令和5年度	継続的な豚熱対策
令和6年度	野生いのししでのアフリカ豚熱防疫マニュアルの策定
令和7年度	スマート獣害対策モデル育成事業開始

(2) 防護柵の設置状況

ニホンジカ（以下、「シカ」という。）、ニホンイノシシ（以下、「イノシシ」という。）の農地への侵入を物理的に防止するため、但馬、西播磨、淡路地域を中心に、各種補助制度を活用した防護柵の設置が進んでおり、令和6年度までに累計で約11,748kmが設置されている（表－2）。

なお、地域別で直近5年間を比較すると、北播磨や但馬、淡路地域において、防護柵の整備が大きく進められている（図－1）。

表－2 防護柵の設置状況

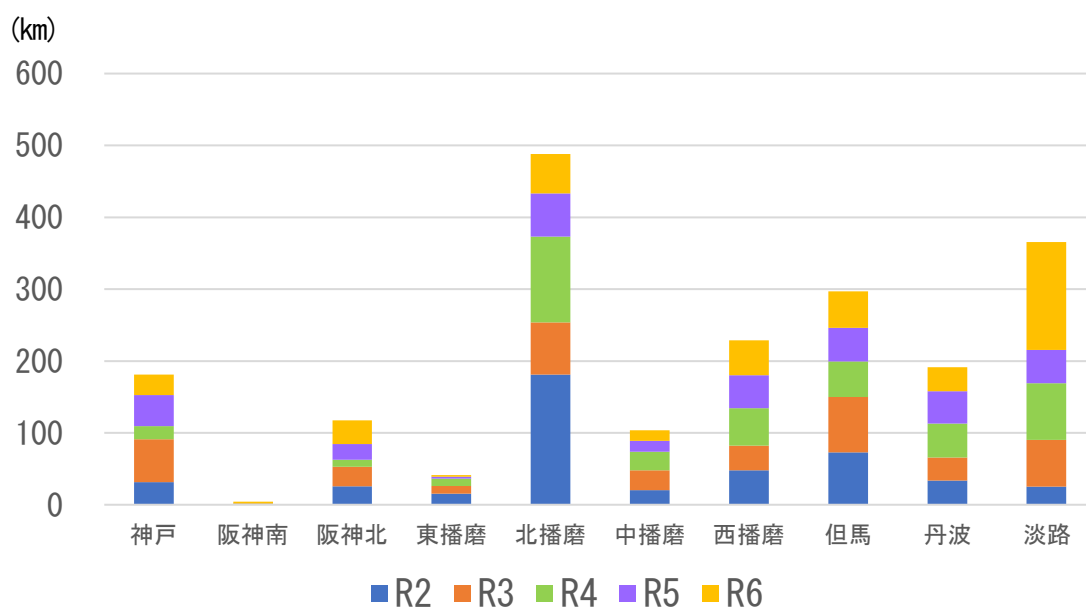
単位：km

県民局	国庫	県単独	自治振	市町単	その他	計
神戸	402	0	0	69	0	470
阪神南	0	0	0	16	0	16
阪神北	297	0	6	171	3	478
東播磨	34	2	0	41	16	93
北播磨	494	130	68	785	0	1,478
中播磨	335	191	113	67	18	724
西播磨	319	504	253	835	135	2,046
但馬	1,101	269	430	923	5	2,728
丹波	572	136	30	495	84	1,317
淡路	1,497	172	145	579	6	2,399
県計	5,051	1,406	1,045	3,980	266	11,748

※自治振とは、県単独の自治振興事業、

※その他とは、中山間直接支払い、県民局事業で設置したもの

※四捨五入のため、内訳数字の計と合計数字が一致しない場合がある。



図－1 直近5年間における防護柵の設置状況

(3) 捕獲数の推移

令和6年度の捕獲頭数は15,188頭で、平成25年度以来、10年ぶりに15,000頭を割り込んだ令和5度からは増加に転じたものの、近年、捕獲頭数は減少傾向にあり、豚熱感染拡大の影響と推察される（図-2）。

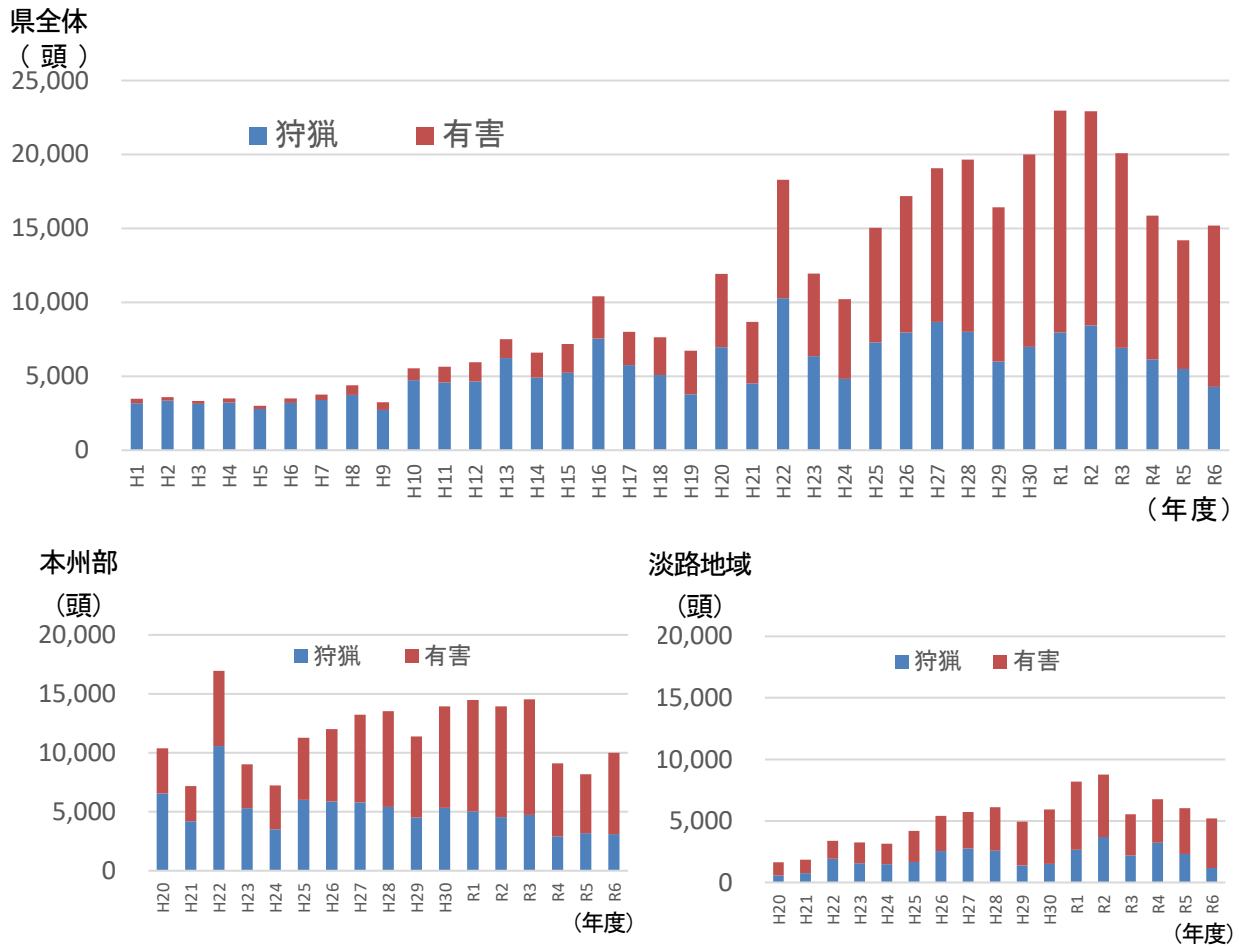


図-2 イノシシ捕獲頭数の推移

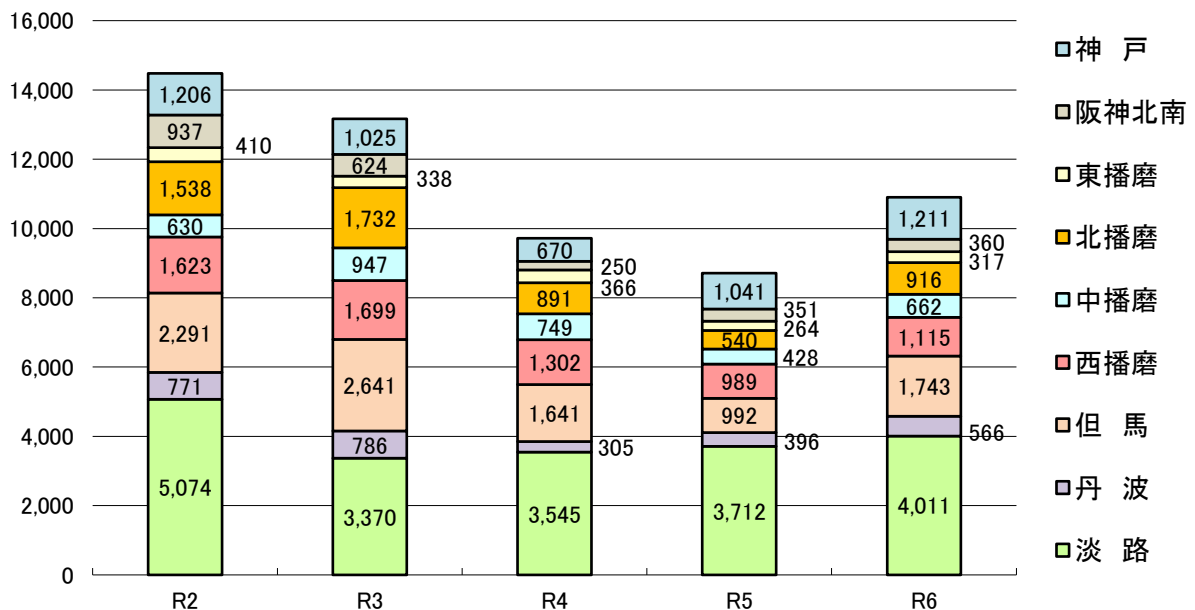
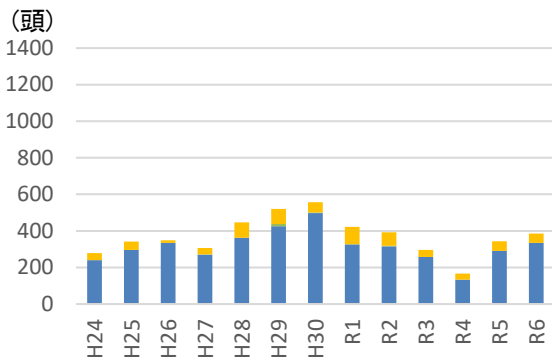
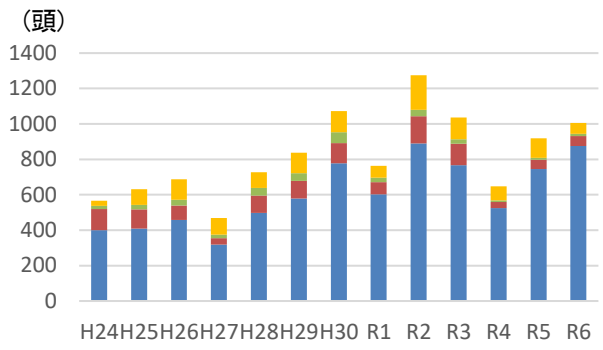


図-3 地域別有害捕獲頭数の推移

市街地



市街地以外

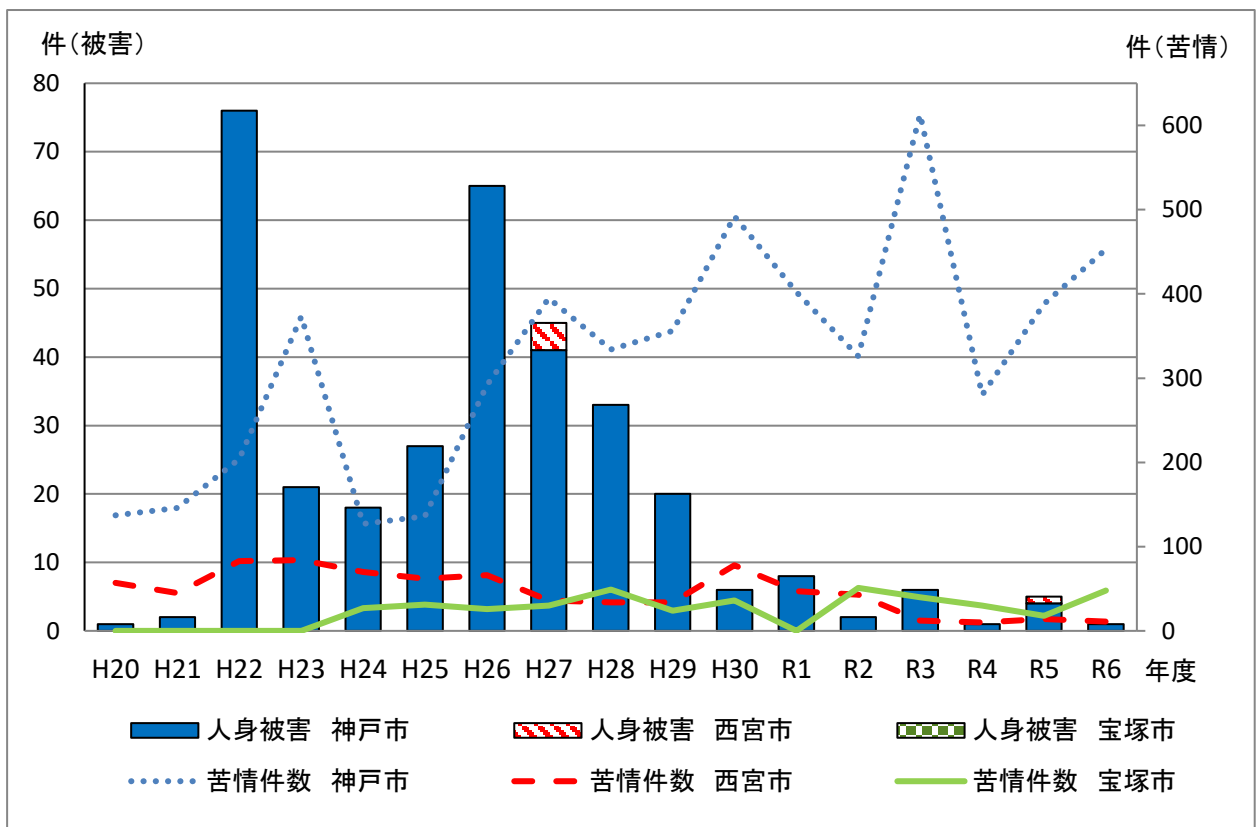


■神戸市 ■西宮市 ■芦屋市 ■宝塚市

■神戸市 ■西宮市 ■芦屋市 ■宝塚市

※市街地の定義は各市の判断による。

図—4 六甲山系イノシシ有害捕獲状況（神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市）



※人身事故については、二次災害（イノシシに追いかけて転んだ場合等）も含まれる。

図—5 六甲山系イノシシによる人身被害と苦情件数（神戸市、西宮市、宝塚市）

(4) 免許種別狩猟者数の推移

本県の狩猟免許所持者数は、ピーク時の昭和59年には1万人近くであったが、年々減少して平成24年度には約5,500人まで落ち込んだ。その後、被害農家自らが狩猟免許を取得するなど、地域ぐるみの捕獲体制づくりが進んだことや、環境省による認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設などにより、わな免許を中心に増加傾向に転じ、令和6年度は8,445人となった（図-6）。

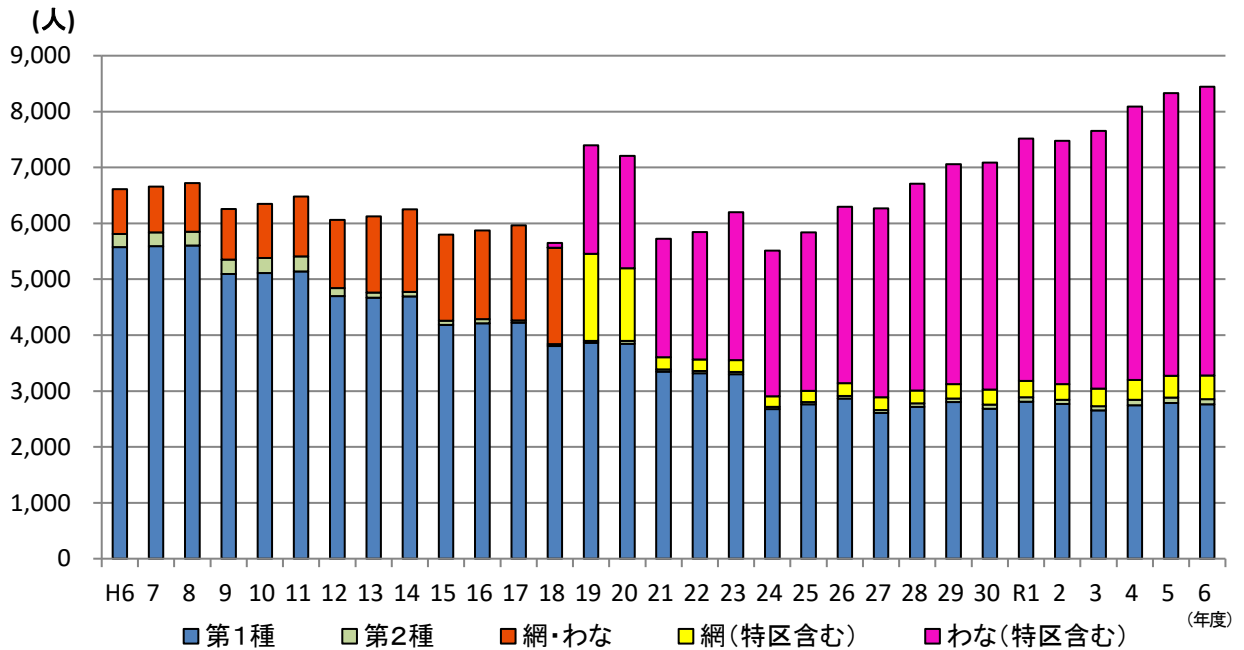


図-6 狩猟免許所持者数の推移 (H6～R5)

(5) 年代別狩猟者数の推移

近年は50代以下の増加により、高齢化率は低下傾向にある。しかし、60代以上が全体の44%を占めており、依然として顕著である。（図-7）

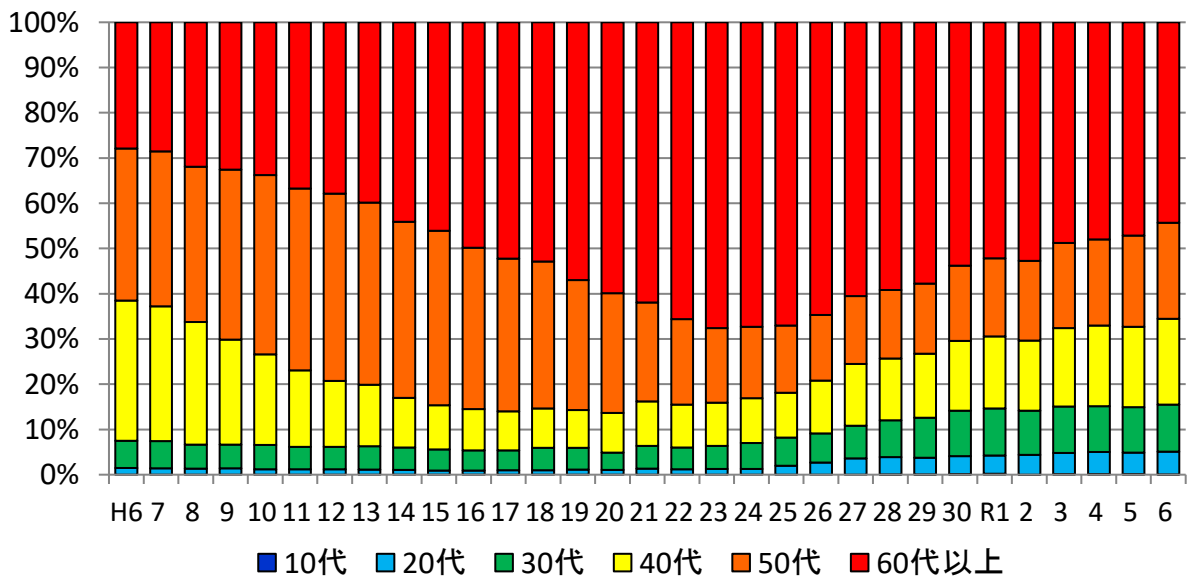


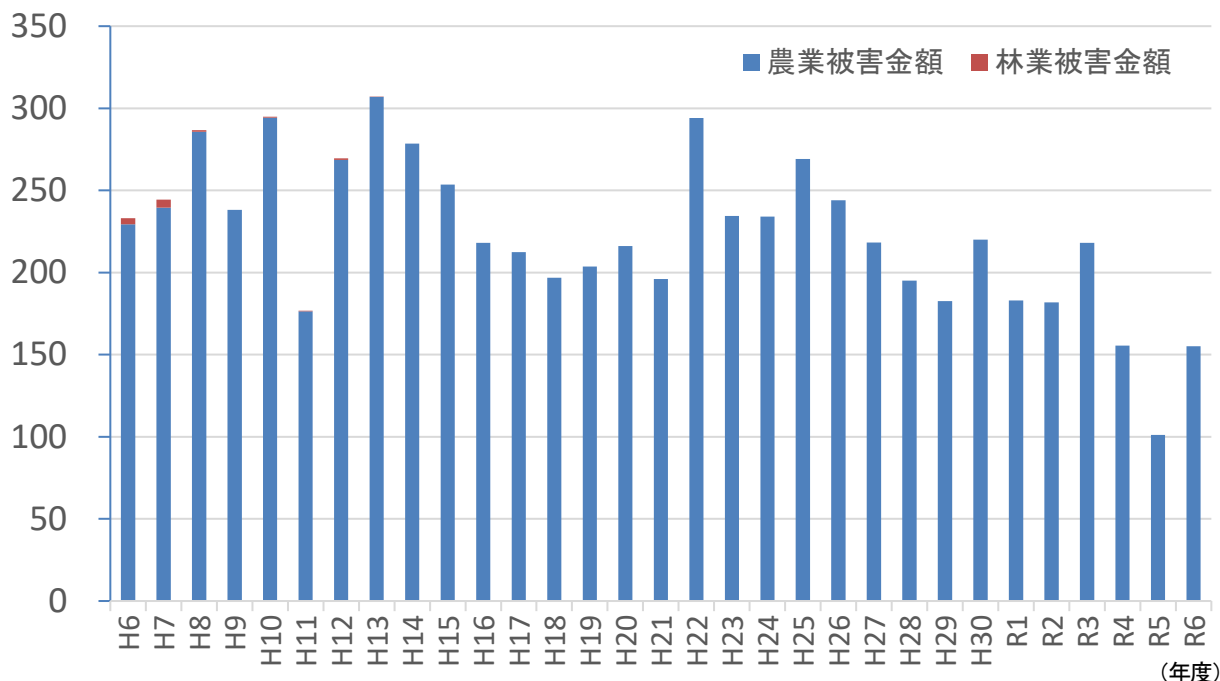
図-7 年代別狩猟者割合の推移

(6) 農林業被害の推移（被害金額）

近年、イノシシの農林業被害は、本州部、淡路地域のいずれにおいても平成22年度以降は減少傾向で推移しており、令和5年度は豚熱感染拡大の影響が推察され大きく減少したが、令和6年度は増加して1億55百万円となった。（図-8）。

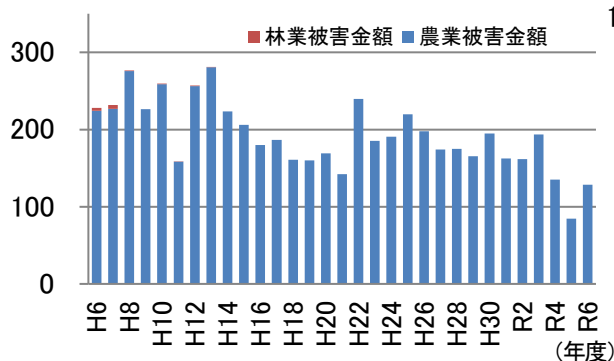
県全体

(百万円)



本州部

(百万円)



淡路地域

(百万円)

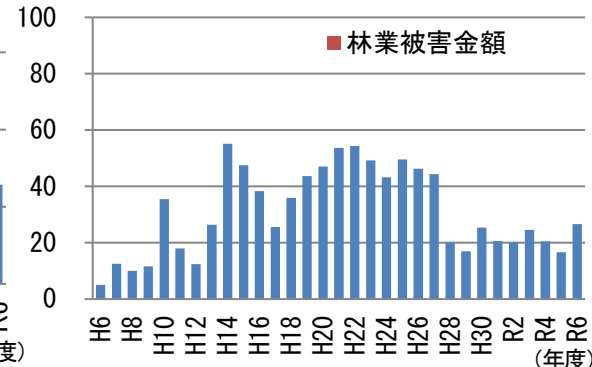


図-8 イノシシによる農林業被害金額の年度別推移

(7) 分布状況

ア くくりわな CPUE

平成18年度から令和6年度までのくくりわなCPUEの推移を見てみると、淡路は本州よりも高い値を示しており、全県で見ると神戸や播磨、淡路において、依然として0.4以上の高い値を示す地域が散見されている。また、令和6年度のくくりわなCPUEは、本州部、淡路地域ともにほぼ横ばいとなっている（図-9）。

なお、くくりわなCPUEのデータがない本州南部にもイノシシが分布しており、林縁部のみならず市街地への出没も認められている。

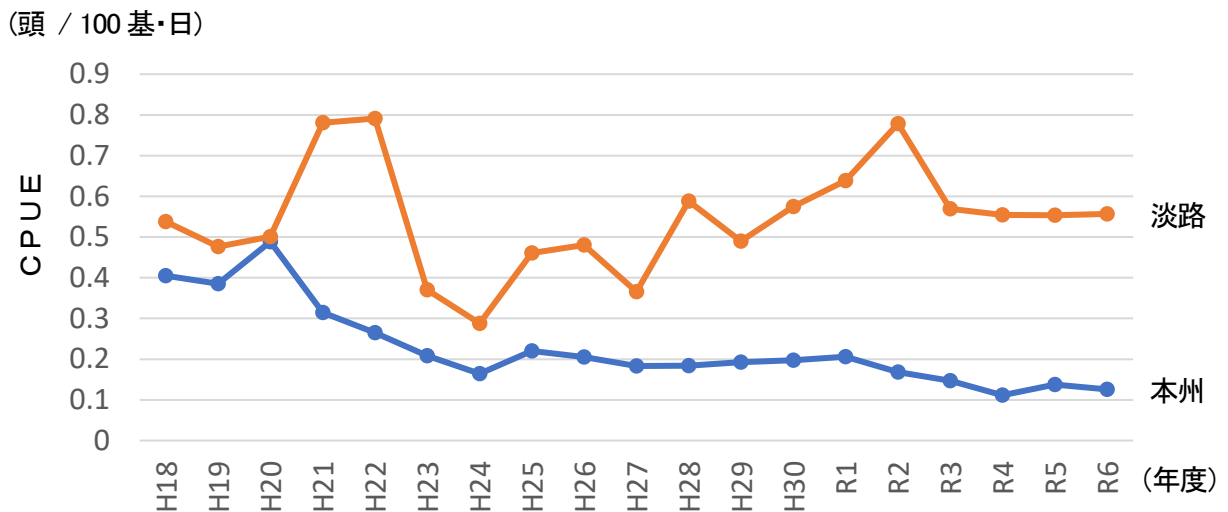
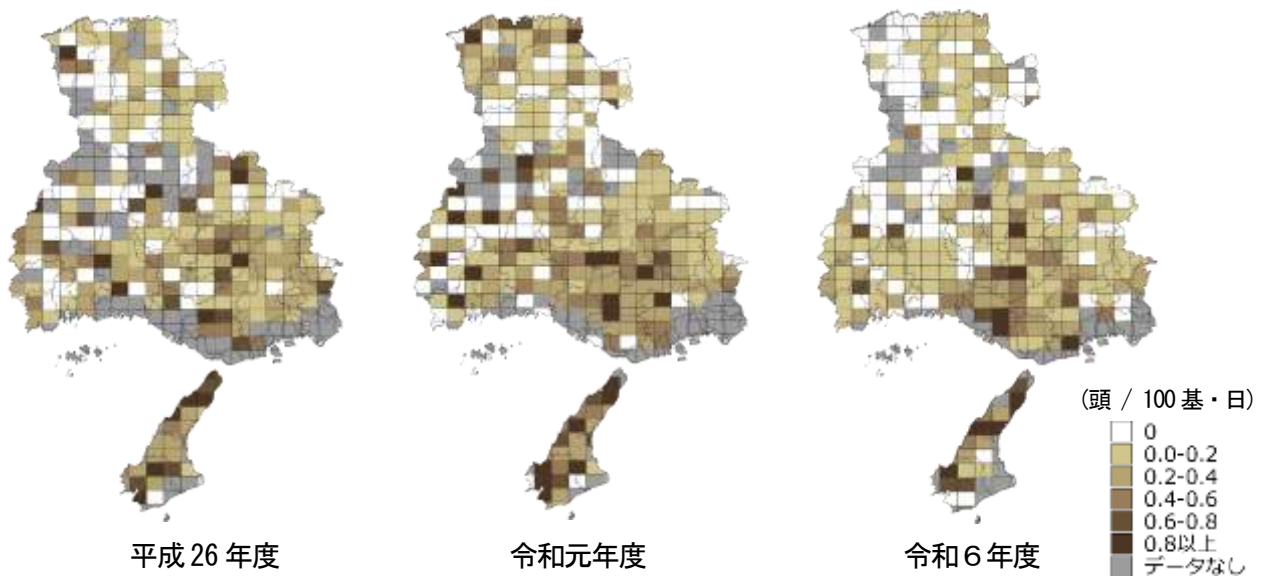
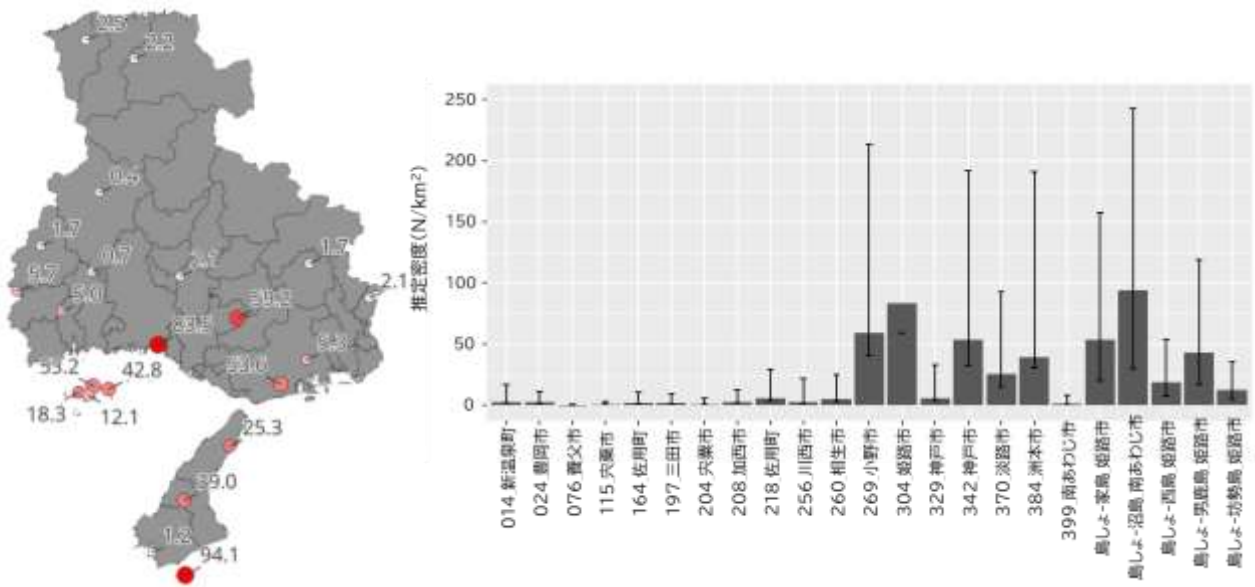


図-9 くくりわな CPUE の生息密度分布と年推移

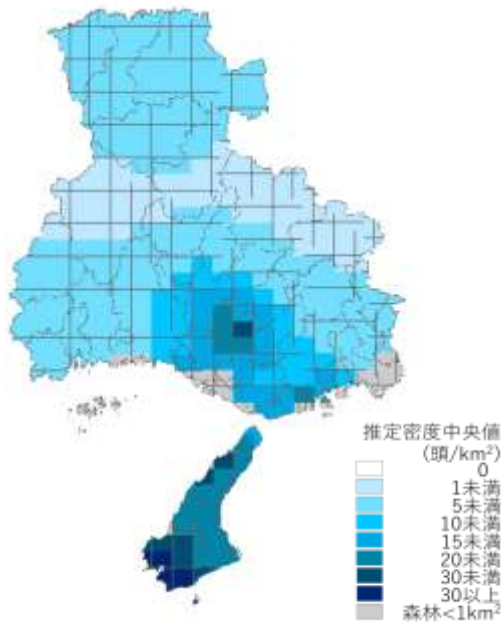
イ 自動撮影カメラ調査による生息密度指標の検討

くくりわな CPUE は、現段階でのイノシシの密度指標として用いているが、過去に指標に用いていた SPUE をはじめ、いずれの手法も生息密度との回帰曲線からのずれが大きい観測値が見られており、密度指標とするには精度が高いとは言えないことから、より精度の高い手法を検討していく必要がある。そのため、森林動物研究センターでは、野生動物の調査において近年非常に有効なツールになっている、自動撮影カメラの撮影データに基づき生息密度を推定する統計モデル (REST モデル: Random Encounter and Staying Time model) による調査研究を行い、データの蓄積に取り組んでいる (図-10)。



図—10 R6 自動撮影カメラ調査に基づくイノシシ生息密度推定 (REST 法) の結果

<参 考> イノシシの生息密度推定イメージ



- 左の地図は、調査メッシュにおける2021 自動撮影カメラ調査結果に基づくイノシシ推定密度データに、くくりわなCPUEやSPUE、痕跡調査結果等を空間補完して、県下全域の生息密度を推定したものである。

(8) 農業被害の状況（鳥獣害アンケート結果）

ア 被害の分布

くくりわな CPUE の生息密度に関わりなく県内の広い範囲で大きな被害が発生している（図-11）。

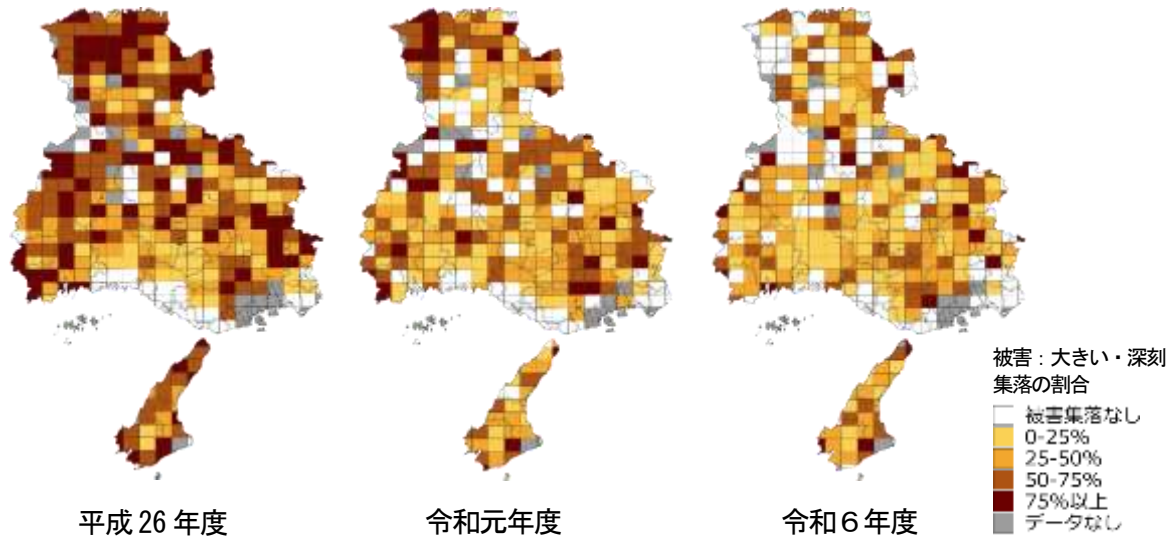


図-11 イノシシ被害状況の推移（鳥獣害アンケート結果）

イ 被害の推移

令和6年度に実施した鳥獣害アンケートの農業被害意識の結果は、「深刻」6.9%、「大きい」25.7%で合わせると32.6%となり、前年度の25.7%から約7%上昇しており、イノシシによる大きな被害を受けている集落数は3年ぶりに増加に転じた（図-12）。

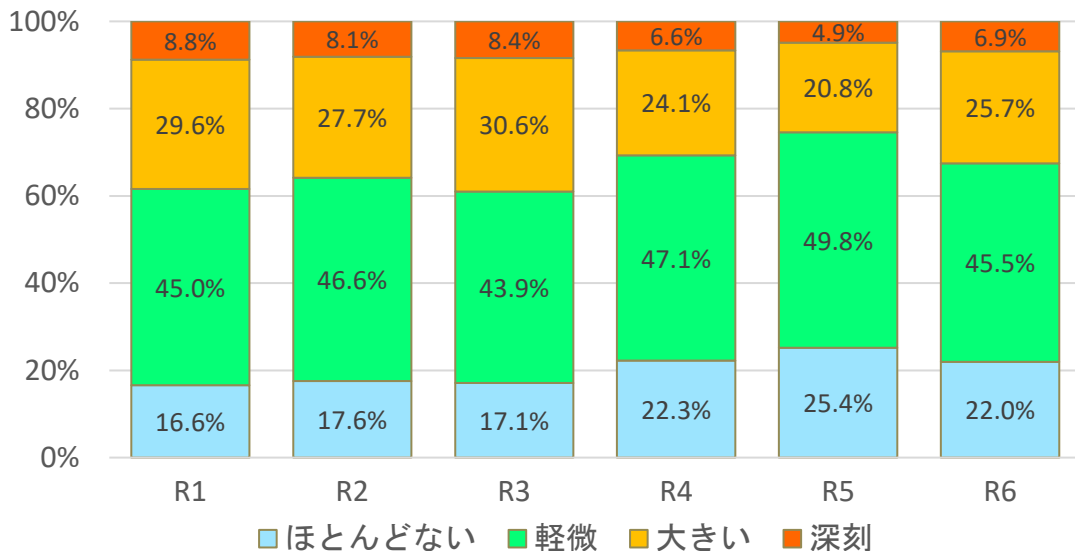


図-12 イノシシによる農林業被害意識の推移
（「いない」と回答した農会は除く、年度別計画再掲）

ウ 市町別の状況

令和6年度に被害が「深刻」または「大きい」と回答した集落は32.6%で、市町別（神戸市は区別）では、前年度と比較して31市町区で増加、7市町区で減少した。また、18市町区で32.6%以上となっている（表-4）。

表-4 令和6年度 鳥獣害アンケート
市町別イノシシによる農業被害「深刻」または「大きい」集落の割合

県民局 (センター)	市町名	R5 割合 (%)	R6 割合 (%)	増減	県民局 (センター)	市町名	R5 割合 (%)	R6 割合 (%)	増減
神戸	東灘区	※1	※1		中播磨	姫路市	24.1	28.8	↑
	灘区	※1	※1			神河町	31.0	33.3	↑
	中央区	※1	※1			市川町	9.1	27.8	↑
	兵庫区	※1	※1			福崎町	30.0	45.5	↑
	北区	37.5	38.5	↑	西播磨	相生市	17.6	30.6	↑
	長田区	※1	※1			たつの市	40.5	39.8	↓
	須磨区	※1	※1			赤穂市	34.3	40.0	↑
	垂水区	※1	※1			宍粟市	29.1	25.9	↓
	西区	33.3	50.0	↑		太子町	15.4	20.0	↑
				上郡町		39.3	43.1	↑	
阪神	尼崎市	50.0	0.0※2	↓	佐用町	34.1	30.4	↓	
	西宮市	18.2	7.1	↓	但馬	豊岡市	20.0	28.0	↑
	芦屋市	0.0※2	※1			香美町	18.7	26.9	↑
	伊丹市	※1	※1			新温泉町	26.1	12.8	↓
	宝塚市	22.2	36.4	↑		養父市	11.9	27.4	↑
	川西市	26.7	28.6	↑		朝来市	7.8	20.0	↑
	三田市	25.5	43.5	↑		丹波	丹波篠山市	32.2	36.3
	猪名川町	25.0	26.9	↑	丹波市		20.9	32.3	↑
東播磨	明石市	0.0※2	0.0※2	→	淡路	洲本市	41.2	49.2	↑
	加古川市	22.9	37.0	↑		南あわじ市	40.0	44.2	↑
	高砂市	46.2	53.8	↑		淡路市	27.6	26.1	↓
	稲美町	33.3	40.0	↑					
	播磨町	※1	※1						
北播磨	西脇市	17.5	20.5	↑					
	三木市	16.5	33.7	↑					
	小野市	40.8	53.1	↑					
	加西市	18.2	28.0	↑					
	加東市	10.5	37.3	↑					
	多可町	17.9	29.7	↑					

注：「※1」は該当集落なし
「※2」は回答集落数が10未満

(9) スマート獣害対策モデル育成事業の取組

捕獲を中心とした集落の被害対策として平成25年度から実施してきた「ストップ・ザ・獣害事業」に代わり、令和4年度からは防除にも重点を置き、住民主体で対策を行う「被害集落自立サポート事業（対策の実践支援）」を開始し、集落の防除対策や捕獲班の活動を支援し、シカ、イノシシ、アライグマ等の被害軽減を図った。令和7年度からは同事業に代わり、ITC機器を活用した省力的な獣害対策を行う集落を育成する「スマート獣害対策モデル育成事業」を実施している（図-13）。

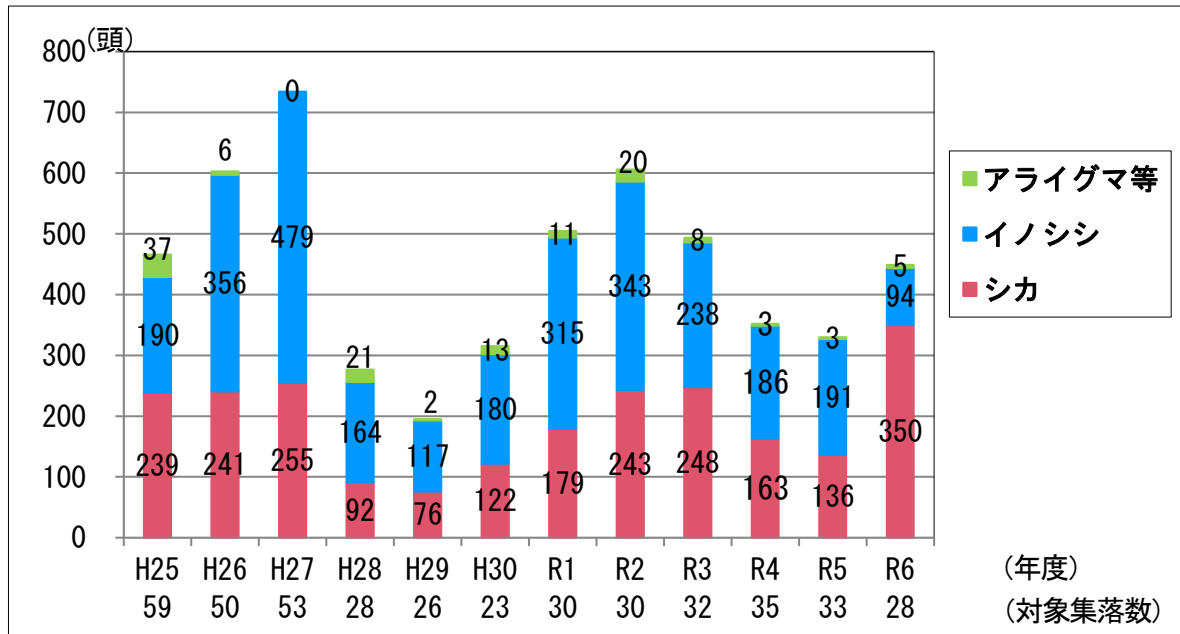


図-13 スマート獣害対策モデル育成事業捕獲頭数の推移
(H25～R3 はストップ・ザ・獣害事業、R4～R6 は被害集落自立サポート事業の実績)

(10) 指定管理鳥獣捕獲等事業の取組

平成26年の鳥獣保護法(当時)改正により創設された制度で、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣：現行ではシカ、イノシシ、クマ)を、都道府県が捕獲する「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、兵庫県では平成28年度から継続して実施している（図-14）。

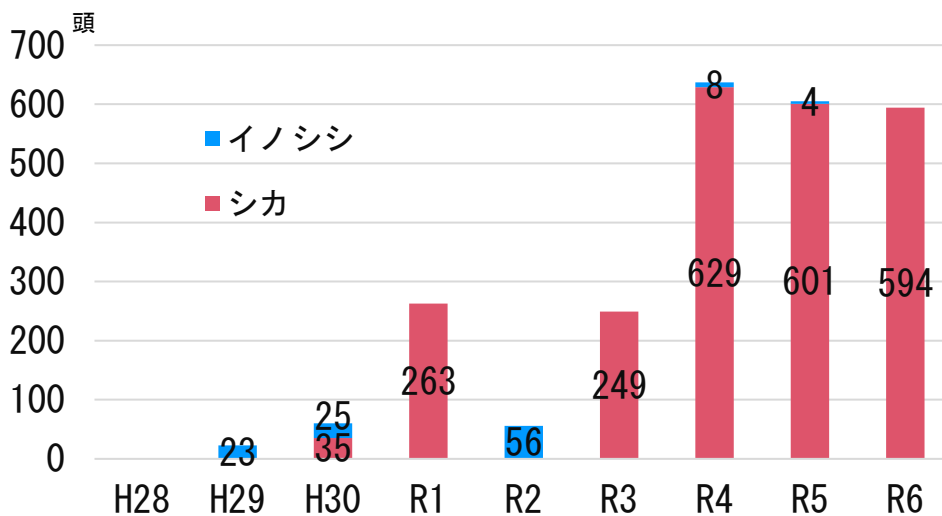


図-14 指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲頭数の推移

(11) 豚熱の状況

ア 野生イノシシの発生状況

豚熱は、平成30年9月に岐阜県の養豚場で、平成4年以来26年ぶりに国内で発生が確認された。本県では令和3年3月に丹波市の野生イノシシで確認され、その後、県内の広い地域で陽性個体が見つかっていることから、大型養豚場周囲を中心に野生イノシシ用豚熱ワクチンを散布している。

また、野生イノシシで豚熱感染が確認された場合、確認地点から半径10kmの感染確認区域では、イノシシ肉の利用は自家消費に限られることから、捕獲頭数の減少が懸念される(図-15)。豚熱感染区域内のジビエ利用については、国の「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づき、感染確認区域内で捕獲した豚熱陰性個体が安全にジビエとして利用することができることから、県では捕獲個体のPCR検査費用を支援するなど、捕獲を継続する取組を推進している。

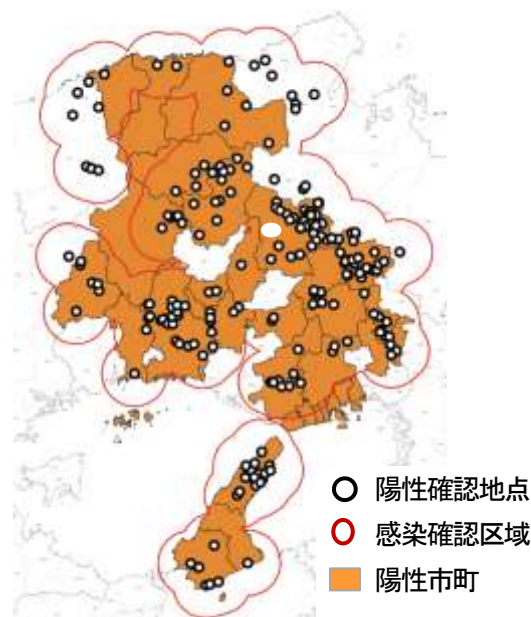


図-15 兵庫県等における陽性地点と感染確認区域 (R8. 1. 9 現在)

淡路市のジビエ処理加工施設の取組

令和3年7月、淡路島で野生イノシシの豚熱感染が初めて確認され、感染確認区域が設定された。感染確認区域内にある淡路市のジビエ処理加工施設では、捕獲個体の処理と有効活用を継続するために、手引きに沿った取組を進め、県関係機関からの指導助言、市の支援を受けながら、事業を継続している。

処理をしたイノシシ肉についても、本県のイノシシ肉としては初めて兵庫県認証食品として認証を取得し、市内の小学校への学校給食への食材提供など、利用拡大を進めている。



淡路市のジビエ処理加工施設

イ 養豚場の対応状況

本県では、19戸の養豚場で19,151頭*が飼養されており、家畜伝染病予防法に基づく豚熱対策として、豚熱ワクチンの接種、飼養衛生の徹底、野生イノシシの侵入防除により、感染防除に取り組んでいる。しかし、令和5年7月に南あわじ市の養豚場(飼養頭数約650頭)において、県内では34年ぶりの豚熱の発生が確認され、防疫措置がとられた(写真)。

* 兵庫県畜産統計(R7. 2. 1 現在畜産課調べ)



写真 南あわじ市の養豚場での防疫作業 (R5. 7)

(12) 繁殖状況

平成16年から平成25年の間に実施したイノシシ107頭の解剖結果を分析し、非妊娠期メスの出産経験確認手法を確立するとともに妊娠率など本県のイノシシの繁殖力を解明した(図-16, 17)。

ア 年齢別妊娠率と平均胎子数

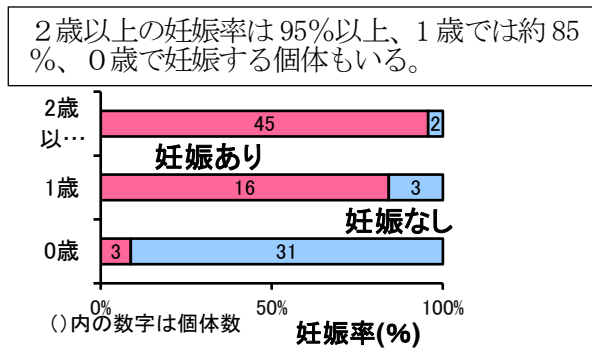


図-16 イノシシの妊娠率

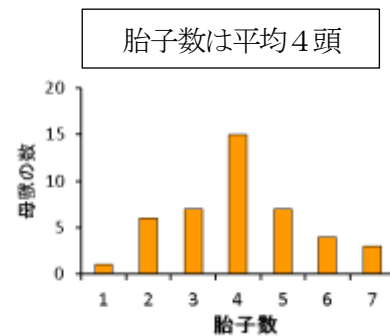


図-17 イノシシの胎子数

イ 受胎時期と出産時期

イノシシは1月下旬から2月上旬に受胎し、5月下旬から6月上旬に出産のピークを迎える特徴を示した。秋出産は1例のみ(2%)確認されたが、きわめてまれな事例であった(図-18)。

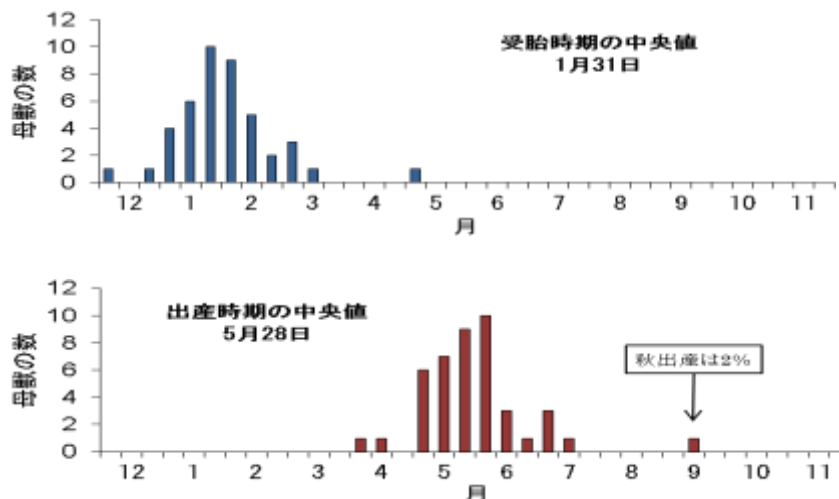


図-18 受胎時期と出産時期

ウ 繁殖率

イノシシの年齢別妊娠率と胎子数から算出された繁殖率は、メス1頭あたり、2.52と算出された。

(13) 災害に強い森づくり（野生動物共生林整備等）の実施状況

平成 18 年度から災害に強い森づくり（第 1 期～第 4 期）に取り組んでおり、令和 6 年度までに野生動物共生林整備*1 を 28 市町 283 箇所 で 6,207.5ha、針葉樹林と広葉樹林の混交整備**2 を 16 市町 143 箇所 で 3,679ha、住民参画型森林整備を 28 市町 130 箇所 で 298.63ha、広葉樹林化促進パイロット事業を 8 市町 で 107.23ha 実施している（表－5）。

※1：第 2 期までの事業名は「野生動物育成林整備」

※2：第 2 期までの事業名は「針葉樹林と広葉樹林の混交林整備」

表－5 災害に強い森づくり実績（平成 18～令和 6 年度）

単位：面積 ha

事務所名	管内市町	野生動物共生林整備					針葉樹林と広葉樹林の混交整備			住民参画型森林整備		広葉樹林化促進 パイロット事業 区域面積
		箇所数	区域面積	バッファゾーン 整備面積	共生林 整備面積	うち広葉樹 植栽面積	箇所数	区域面積	広葉樹植 栽面積	箇所数	区域面積	
神戸	神戸市	7	92.00	40.03	0.00	0.00	0	0.00	0.00	11	24.49	0.00
阪神	宝塚市	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	2.00	0.00
	川西市	2	37.00	0.00	20.45	0.09	0	0.00	0.00	1	2.00	0.00
	三田市	7	162.00	31.54	1.73	0.00	0	0.00	0.00	3	6.00	0.00
	猪名川町	1	29.00	7.19	0.12	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
加古川	加古川市	1	20.00	17.85	0.00	0.00	0	0.00	0.00	7	14.00	0.00
	高砂市	2	60.00	5.46	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	2.00	0.00
加東	西脇市	6	187.00	24.25	7.35	0.00	1	30.00	3.84	1	2.00	0.00
	加西市	14	330.00	52.45	2.76	0.00	0	0.00	0.00	3	6.00	0.00
	多可町	15	280.00	70.04	5.98	0.00	19	452.00	34.29	2	4.00	9.28
姫路	姫路市	13	248.00	47.53	1.19	0.00	5	144.00	9.45	14	32.54	7.08
	神河町	9	153.00	33.27	20.89	0.00	10	268.00	34.32	3	6.00	0.00
	市川町	13	253.00	72.86	11.05	0.60	2	59.00	1.13	11	23.00	0.00
	福崎町	9	221.00	33.55	0.23	0.00	0	0.00	0.00	1	4.00	0.00
光都	相生市	7	184.00	58.25	0.90	0.00	1	30.00	2.01	1	2.00	0.00
	赤穂市	2	56.00	12.64	0.40	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	上郡町	6	156.00	24.72	1.38	0.00	1	15.00	0.00	1	2.00	0.00
	佐用町	9	194.00	41.81	0.17	0.00	0	0.00	0.00	6	15.60	1.05
	太子町	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0.00	0.00	1	2.00	0.00
	たつの市	15	349.00	67.19	2.56	0.00	3	92.00	10.39	6	15.00	0.00
	宍粟市	5	103.00	14.88	17.25	1.97	30	834.00	72.59	5	13.00	30.90
豊岡	豊岡市	13	351.00	78.18	2.08	0.00	7	135.00	6.80	8	16.00	0.00
	香美町	18	354.00	92.79	8.20	0.00	8	191.00	5.95	17	43.00	0.00
	新温泉町	10	298.00	73.81	21.17	2.93	2	66.00	2.83	2	5.00	0.60
朝来	養父市	29	587.50	119.33	14.33	0.02	9	211.00	18.69	5	16.00	0.00
	朝来市	25	560.00	142.35	5.35	0.00	31	788.00	51.48	5	11.00	15.78
丹波	丹波篠山市	15	325.00	85.40	1.37	0.00	10	283.00	29.05	2	4.00	4.82
	丹波市	25	504.00	104.87	2.68	0.00	4	81.00	8.18	7	16.00	37.72
洲本	洲本市	3	92.00	21.83	0.00	0.00	0	0.00	0.00	4	8.00	0.00
	南あわじ市	2	22.00	1.13	4.51	0.70	0	0.00	0.00	1	2.00	0.00
	合計	283	6,207.50	1,375.20	154.10	6.31	143	3,679.00	291.00	130	298.63	107.23

2 計画の実施体制

